

令和6年9月定例県議会における  
教育委員会答弁要旨

令和6年10月25日  
総務企画課広報室

① こども性暴力防止法に対する認識について

【教職員課】

〔 子供を性暴力被害から守るためのこの法律が成立したことについて、教育長はどのような認識をお持ちであるかお答え願う。 〕

こども性暴力防止法は、学校だけでなく学習塾等の民間事業者も対象としていることから、社会全体で子供たちを性暴力から守る社会的意識を高める観点からも、大変重要な法律であると考えています。

現在、県教育委員会では、公立学校教員の採用にあたって、国の特定免許状失効者管理システムを活用し、児童生徒への性暴力等による教員免許状失効の有無を確認しているところです。

今般成立した、こども性暴力防止法の施行後は、さらに性犯罪歴という特に配慮を要する個人情報についても、現職を含め全教員の定期的な確認が義務付けられます。

したがって、事実上の就業制限が課せられることとなり、子供の安全確保がさらに強化されるものと認識しています。

② 教員による児童生徒への性暴力防止の今後の取組について

【教職員課】

〔 今後どのように教員による児童生徒への性暴力の防止に取り組んでいくのか、教育長に伺う。 〕

県教育委員会では、性暴力等の不祥事の未然防止のため、校長による全職員への個別面談や校内研修などの取組の徹底のほか、私を初めとする県教育委員会幹部職員が、県立学校はもちろん、市町村立学校の校長会に出向き、不祥事防止を直接訴え、管理職の責任と危機感の自覚を促しています。

また、過去に発生した懲戒処分の中には、児童生徒とのSNSによる私的なやり取りや自家用車への同乗を端緒としたわいせつ行為が頻発していることから、今年3月、県教育委員会の懲戒処分の指針を改正し、管理職の許可なくこれらを行った場合は、懲戒処分の対象とすることを新たに明示したところです。

さらに、現在、懲戒免職となった場合は、3年が経過すれば教員免許状の再授与申請が可能となりますが、性暴力等を行った教員にあっては、再び教壇に立つことがないよう、再授与を認めないための審査会を設置することとし、今年度中にそのための規則の整備等を行っていきます。

県教育委員会としては、校長会や管理職研修等で、こども性暴力防止法の

趣旨を踏まえ、これまでの取組の徹底を改めて指導するとともに、国のガイドラインに基づく新たな措置を講ずることで、子供を性暴力の被害から全力で守り抜く所存です。

③ 福岡県タレント発掘事業修了生の活躍についての見解と今後の事業の展望について

【体育スポーツ健康課】

〔 パリオリンピックにおける福岡県タレント発掘事業修了生の活躍についての教育長の見解と今後の事業の展望について伺う。 〕

本事業発足後、初のオリンピック選手3名を輩出した東京オリンピックに続き、今年のパリオリンピックではそれを上回る8名が出場を果たし、修了生初のメダリストが誕生しました。

この快挙は、これまでの事業の成果が一つの形として表れたものとして、大きな喜びを感じており、現受講生や修了生にとって明確な目標となったに違いないと考えています。

こういった事業成果に加え、競技者としての一線を退いた修了生の中には、県内の中学校や高校の教員として生徒の指導に携わる者も出てきており、次世代の競技者育成につながるものと期待しています。このようなスポーツの好循環の創出も本事業の成果と捉えています。

今後は、今回のメダリスト輩出を含めたこれまでの事業成果を分析し、より競技力を高めていけるよう中央競技団体や日本スポーツ振興センター等との連携を強化していきたいと考えています。

さらに、子供たちが、運動やスポーツへの興味・関心を高めるきっかけとなるよう、スポーツの経験にかかわらず、本事業への参加拡大に努め、夢や希望を持って運動やスポーツに親しむ子供たちを増やしていきます。

① 高校入試における定員内不合格について

【高校教育課】

〔 昨年度の県立高校入学者選抜における定員内不合格の人数と、そのうち合理的配慮を行った受検生は何人だったかを問う。 〕

令和6年度入学者選抜における定員内不合格は、70名となっており、令和5年度より83名減となっています。

このうち障がいによる特別措置を講じた受検者はいません。

② 高校入試受検時及び入学後における合理的配慮について

【高校教育課・特別支援教育課・施設課】

〔 こうした受検生が受験時並びに合格後に学校生活をするにあたって、それぞれどのような合理的配慮を行っているのか事例をお聞かせ願う。 〕

令和6年度入学者選抜においても、障がいなどのため、受検上の配慮が必要な受検者については、試験時間の延長や、代筆、問題用紙・解答用紙の拡大、補聴器や拡大鏡の使用、別室受検などの特別措置を講じています。

また、こうした受検者が、入学後も適切な配慮を受けられるよう、保護者及び生徒本人との協議を踏まえ、学校の指導体制や施設設備の状況なども考慮しつつ、障がいの種類や程度に応じて、個別の対応を行っています。

各学校における対応例としては、聴覚障がいのある生徒に対する座席位置の配慮、視覚障がいのある生徒に対する教材等の拡大表示を行うためのICT機器の活用などのほか、障がいの実態に応じて、介助等を行う支援員の配置や通級による指導の実施、手すりやスロープの設置などを行っています。

③ 県立高校等に通う生徒に対する平成筑豊鉄道の役割について

【高校教育課】

〔 平成筑豊鉄道利用者の多くが沿線の県立高校等に通う生徒である現状を踏まえ、定時性及び速達性のある平成筑豊鉄道の役割について伺う。 〕

平成筑豊鉄道については、沿線にある県立高校等15校の生徒にとって、利便性が高く、安心して利用できる通学手段として、重要な役割を果たしていると考えています。

④ 学校部活動の地域移行や地域連携に伴い必要となる指導者としてのアスリートの活躍について（知事答弁）

【スポーツ振興課・体育スポーツ健康課】

（ 学校部活動の地域移行や地域連携に伴い必要となる指導者として、アスリートに活躍してもらおうよう、県が取り組んではどうか、知事の見解を問う。）

アスリートは、スポーツに関する専門的な技能や知識を有していることから、現在進めている部活動の地域移行や地域連携においても、教職員に代わるスポーツ指導者として期待されます。

県では、今年度、国の実証事業を活用し、大学や企業と連携の下、運動部に所属する学生や競技経験のある社員に中学生の指導にあたっていただく新たな取組を進めています。

今後、この実証事業の成果も踏まえ、また、地域や学校のニーズ、アスリートの要望なども伺いながら、アスリートが地域や学校においてスポーツ指導者としてこれまで以上に活躍できるような方策を検討していきます。

⑤ 県教育委員会における熱中症対策について

【体育スポーツ健康課・高校教育課・義務教育課・特別支援教育課】

（ 児童生徒の命を守るため、県教委として、登下校時や運動会、部活、校外活動などにおいてどのような熱中症対策を行っているか教育長に伺う。）

県教育委員会では、毎年、県立学校及び市町村教育委員会に対して、児童生徒の健康状態を把握し、暑さ指数が高い場合には屋外での活動を控えるとともに、必要な場合には躊躇することなく学校行事等の計画の変更・中断を行うなど、学校教育活動の適切な実施体制を講ずるように周知しています。

また、各学校に対しては、児童生徒に、こまめな水分・塩分補給や、少しでも体調不良を感じたときには申し出ることなどを徹底するよう指導しており、併せて、熱中症事故の発生リスクが高い夏休み明けの時期等には、特に一層の注意を払うよう指導しているところです。

県教育委員会としては、学校における日ごろの環境整備や熱中症対策を総点検するために、「日よけの活用や、風通しを良くする工夫をすること」や「児童生徒同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導すること」等の項目がある国のチェックリストを効果的に活用することで、学校における更なる熱中症対策の徹底を図っていきます。

⑥ 県立学校等の体育館へのエアコン設置状況と今後の整備方針について

【施設課】

現在の県立学校及び市町村立学校の体育館へのエアコン設置状況と、災害時に避難所となることを踏まえたエアコン設置に対する教育長の認識及び今後の県立学校体育館へのエアコンの整備方針について伺う。

今年9月1日現在、県立学校においては、120校のうち10校に設置しており、設置率は8.3%となっています。

また、市町村立学校においては、1,050校のうち17校に設置されており、設置率は1.6%となっています。

近年、夏の暑さが厳しくなっており、避難所として活用される体育館への空調整備の必要性が高まってきていると認識しています。

一方で、その整備や維持管理に多額の費用を要することが課題であると考えています。

今後の県立学校への整備については、まずは、整備や維持管理に要する費用が国の財政支援の対象となっている、中学校や特別支援学校のうち、体温調節が困難な児童生徒が多く在籍する特別支援学校への整備を進めていくこととしています。

なお、高等学校については、中学校や特別支援学校と同様の財政支援を、引き続き国に要望してまいります。

⑦ 今年度のALTの人数と雇用形態について

【義務教育課・高校教育課】

本県内小中学校及び県立高校の本年度のALTの人数と、その雇用形態について、人材派遣、国のJETプログラムを通じての直雇用、それ以外の直雇用の内訳を問う。また、学校側が希望した場合の直雇用に向けた今後の考えを問う。

小中学校に勤務するALTは、各市町村において必要人員を確保しており、その合計は191名です。

このうち、人材派遣型は131名、JETプログラムを通じての直雇用は12名、それ以外の直雇用は48名であり、これには、JETプログラムを通じた雇用期間終了後に市町村に直雇用された者などが含まれます。

また、県立高校に勤務するALTは64名で、全てJETプログラムを通じての直雇用です。

県立高校においては、今年度からALTのうち特に優れた者を、JETプログラムを通じた雇用期間終了後に、英語イマージョン教育の実践・普及などを行うALTスペシャリストとして雇用し、実践的な英語力の育成に努めています。

また、市町村における人材派遣型のALTについては、優れた者を直雇用するなど外国語の指導体制の充実に努めるよう、市町村教育委員会に周知

しているところですが、改めてその意義を共有していきます。

⑧ A L T を活用した英語教育の充実について

【義務教育課・高校教育課】

A L T が派遣や期限付雇用でまかなわれている事や、3年で派遣での切り捨てが当たり前の現状があると考え、今後A L T を活用した英語教育の充実をどのように図るのか、教育長の認識を聞く。

学習指導要領では、小学校英語教育の早期化・教科化や中学校・高等学校における英語教育の改善・充実に当たり、ネイティブスピーカー等の協力を得るなどして指導体制の充実や指導法の工夫を図ることが求められており、A L T を活用することは、児童生徒の英語でのコミュニケーションを図る資質・能力の育成に非常に効果的であると考えています。

また、効果的な英語教育のためには、一定期間の見通しをもったA L T の雇用が望ましいと考えています。

そのため、県教育委員会においては、最長5年間継続して勤務することができ、さらにその経費等が地方財政措置されているJ E T プログラムの一層の活用を市町村教育委員会に促しているところです。

併せて、A L T と共同した効果的な英語の授業づくりに関する県主催の研修会を実施しており、その成果が教員一人一人に行き渡るよう、校内研修や県ホームページを通じて広く県内に発信しています。

今後とも、英語教育の充実に向け、J E T プログラムや、その任期が終了したネイティブスピーカーの活用などを図っていきます。

① 県立高校の自殺事案における調査について

【高校教育課】

昨年9月の県立高校における自殺事案について、教職員による不適切な指導の実態を県教育委員会は把握しているのか尋ねる。

本事案については、現在、御遺族の要望により、県教育委員会において、外部専門家を加えた調査委員会を設置し、事実関係の詳細調査を行っており、この調査を通じて、教職員による不適切な指導の有無や事案の背景が明らかになるものと考えています。

② 不適切な指導の実態調査について

【高校教育課】

生徒が自殺にまで追い込まれているという事実が発生している今、全県立高校において不適切な指導についての実態を調査すべきと考えるが教育長の見解を伺う。

本事案の背景については、詳細調査を行っているところであり、全県立高校を対象とした実態調査の実施については、この調査結果を踏まえ、判断すべきものと考えています。

③ 不適切な指導が確認できた教員への対応について

【教職員課】

不適切な指導が確認できた教員に対して、教育長はどのように臨まれるか尋ねる。

教員による不適切な指導が疑われる場合には、事案の事実関係を詳細に調査した上で、懲戒処分の指針に則り、懲戒処分の有無及び程度を判断しています。

なお、懲戒処分にあたらぬ場合であっても、事実に基づき、当該教員への指導や再発防止について、厳正に対応していきます。

#### ④ スクリーニングの推進とチーム学校の形成について

【義務教育課・高校教育課】

当時の吉田教育長は、スクリーニングが効果的になるよう、研修を行い、専門スタッフの参加を進める旨の答弁をしているが、スクリーニングの推進とチーム学校の形成について、県教委の今後の方針を問う。

生徒指導担当指導主事を対象とした今年7月の研修会において、山野研究室が開発したスクリーニングシステムの特徴や効果を学ぶ機会を設けました。

今後、この知見も活かしながら、専門スタッフも参加したチーム学校としての適切な対応が図られるよう、管理職に対する研修や、市町村に対する指導・助言を行っていきます。

#### ⑤ いじめ・不登校や自殺防止及び不適切な指導に対する教員の課題意識の向上について

【高校教育課】

いじめ・不適切な指導・不登校・自殺に対する教員の課題意識を向上させる取組が必要と考えるが、教育長の考えをお聞かせ願う。

県教育委員会では、いじめ・不登校や自殺防止に関する対応とその際の教員の指導の在り方について、国の生徒指導提要进行を踏まえた教員研修を実施しています。

具体的には、生徒と接する際の心構えや留意点などについて、初任者研修や中堅教員研修、生徒指導関係研修等で指導しているほか、校内研修の充実を図るなど、様々な機会を通して、生徒指導に係る教員の資質能力の向上に取り組んでいます。

今後とも、学校や生徒指導を取り巻く環境の変化を踏まえ、各種教員研修の内容の充実に努めていきます。

#### ⑥ 自殺事案における他の生徒への伝え方について

【高校教育課】

他の児童生徒等への伝え方として、自殺とするか事故とするか、教育委員会が学校に確認するよう求めているのか。また、国のガイドラインに従い、今後一切事故死扱いをやめるべきと考えるが、教育長の見解を伺う。

県立高校において、生徒の自殺事案が発生した場合、他の生徒への伝え方については、必ず遺族の意向を尊重し、その内容についても遺族の了解をとるよう指導しています。

また、遺族が公表を希望される場合は、他の生徒への心理的影響を考慮

して、専門家の意見を聞きながら工夫して伝えるよう指導していきます。

⑦ 自殺事案に対する背景調査について

【高校教育課】

昨年9月の県立高校における自殺事案について、遺族に対し、なぜ基本調査の結果が示されないのか答弁を求める。

自殺事案の背景調査のうち、基本調査は、事案発生後速やかに着手する調査であり、学校がその時点で持っている情報及び調査期間中に得られた情報を迅速に整理するものです。

本事案については、学校から、基本調査の経過を、随時、御遺族に説明しましたが、御遺族の理解が得られなかったため、御遺族の意向を踏まえ、調査委員会を設置して詳細調査に移行することとなったものです。

⑧ 調査組織の構成について

【高校教育課】

第三者委員会を設置する際には、いじめ重大事態や自殺事案の全てに必ず弁護士を加えるべきと考える。また、Aさんの事案について、弁護士を速やかに追加すべきと考えるが、教育長の見解を伺う。

国のガイドラインに基づき、本県では、いじめ重大事態の調査組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家などの外部専門家のみで、いわゆる第三者委員会を構成することとしています。これ以外の自殺事案については、県教育委員会が行う調査に、事案の性質に応じた外部専門家を参画させることとしています。

このため、本事案の調査委員会については、御遺族の要望を踏まえ、医師、臨床心理士、学識経験者及び県教育委員会職員を委員に選任しています。

なお、弁護士については、国の指針に基づき、事実関係を整理する調査員として任用しており、現時点では調査の実施に支障はないと考えています。

⑨ 調査委員会への県教育委員会職員の選任について

【高校教育課】

第三者委員会の中立性・信頼性の担保、遺族の不信感の払しょく、調査結果の信ぴょう性の観点から、学校関係者・教育委員会職員の選任は適当でないと考えるが、教育長の見解を伺う。

県教育委員会職員については、事案の性質を考慮して、本県の高校教育に精通した、学校教育の実践に関する専門家として選任したものです。  
なお、当該職員は、本事案の関係者と特別の利害関係を有しない者です。

⑩ 委員構成の基準について

【高校教育課】

委員の人数、職種、男女比、年齢について県の指針があるのか。ない場合は事案ごとの個別対応と思われるが、その場合こういった基準で選定されるのかを問う。

本県では、いじめ重大事態の調査組織については、委員の人数や職種に関する基準がありますが、これ以外の自殺事案に関する調査において、外部専門家を委員とする場合は、国の指針に基づき、事案の性質に応じて職能団体や大学からの推薦によることとしています。

⑪ 学校における熱中症の把握について

【体育スポーツ健康課・高校教育課・義務教育課・特別支援教育課】

学校における熱中症について、県教育委員会はどのように把握されているのか、教育長に伺う。

県立学校については、体育大会における熱中症の疑いによる救急搬送件数や、体育の授業、部活動における負傷や疾病により10日以上欠席した事案において把握しています。

なお、これには熱中症によるものも含まれています。

また、市町村立学校における事故に関しては、熱中症を含む30日以上の治療を要する負傷や疾病について県教育委員会に報告するよう通知しています。

⑫ 熱中症事故防止に関する児童生徒への指導について

【**体育スポーツ健康課**・高校教育課・  
義務教育課・特別支援教育課】

一定時間ごとのクールダウンや水分補給を行うなど、熱中症事故の防止に向けた取組みを、子どもたちが理解し行動することが重要であると考え  
るが、児童生徒への指導について教職員の意識を含め、教育長に伺う。

熱中症事故を防止するためには、児童生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階を踏まえ適切に指導することが重要です。

そのため、県教育委員会では、県立学校や市町村教育委員会に対して、児童生徒同士で互いに水分補給や休憩の声かけを行うことや、暑い日には通気性の悪い服装を避けることなどを指導するよう通知するとともに、全教職員が熱中症対策についての共通認識を持って対応するよう指導しています。

⑬ 県立学校におけるWBGT測定器による暑さ指数の計測について

【**体育スポーツ健康課**・高校教育課・特別支援教育課】

少なくとも県立学校においては、WBGT測定器による暑さ指数の計測を義務付け、数値に基づいた判断を行うことを徹底するべきと考えるが、  
教育長に伺う。

現在、WBGT測定器をすべての県立学校に配備しています。

これにより、活動前や活動中における暑さ指数を計測し、熱中症事故の危険度の把握に努めるとともに、活動場所や運動強度、暑さへの慣れ具合などの状況に応じて、活動の実施について適切に判断するよう指導しています。

⑭ いじめ・不登校などの実態の適切な把握について

【**高校教育課**】

いじめ・不登校などの実態を学校側が適切に把握するためには、教員と生徒の関係性をより良いものとし、生徒が自分の悩みを安心して相談できるようにする必要があると考えるが、どう取り組んでいくのか尋ねる。

県立高校においては、生徒の様々な悩みを適切に把握できるよう、無記名のアンケートを全校で必ず実施するほか、スクールカウンセラー等の活用や、匿名でも利用できるSNSによる相談窓口の設置など、教育相談の充実に努めています。

また、生徒が教員に安心して相談できるよう、日頃から学級担任等が生徒

をきめ細かく観察し、心理面だけでなく、学習面や家庭面など、総合的な生徒理解に努め、生徒に寄り添い信頼関係を構築することが重要であると考えています。

今後も、各種教員研修を通して、生徒と教員とのより良い関係性に基づく生徒指導の基本的な考え方が全ての教員に共有されるよう取り組んでいきます。

⑮ 学校教育に対する教育長の信念について

【義務教育課・高校教育課】

教育長は、これまで教育現場の第一線において子どもたちと向き合ってきた。また、学校での様々な問題にも取り組まれてこられた。学校での様々な問題に対する教育長の信念を問う。

私は14年間の中学校教員に加え、教育行政の経験などを通じて、学校は子供達の知・徳・体の人間的成長を育む場であると強く感じています。そして、多様化が進み、様々な困難や課題を抱える子供達が増える中、一人一人の個性を見出し、よさや可能性を伸長させ、社会的自立につなげていくことが、学校が果たすべき重要な役割であると、強く信じています。

そのため、学校が全ての子供達に魅力ある環境となるよう、学校、家庭、地域、市町村等関係機関とも連携し、本県における教育施策の充実に取り組んでいきます。

① 国民スポーツ大会の今後の在り方について（知事答弁）

【分権改革推進室・体育スポーツ健康課】

国スポの今後の在り方について、知事はどのようなお考えをお持ちか、また、全国知事会ではどのような議論が交わされているのか。

国民スポーツ大会は、その開催を契機として競技施設やインフラの整備、スポーツの普及や選手・指導者の育成等、我が国のスポーツの振興に大きな役割を果たしてきました。

一方、急激な少子化や人口減少、地方財政の逼迫など、当大会を取り巻く環境が大きく変化していることから、今年の4月、村井全国知事会長が、「3巡目の開催を前に立ち止まって考える必要がある」との問題提起を行いました。

こうした中、8月に開催された全国知事会議では、「3巡目国スポの見直しに関する考え方」が議題とされ、まず始めに、私から、国民スポーツ大会が持続可能な大会となるよう、

- 開催地の経費負担軽減のため、式典・競技の開催経費のみならず、施設の改修整備についても、2分の1以上は、国及び日本スポーツ協会で負担すること
- アスリートの身体的負担や開催地の業務負担の軽減等のため、総合開会式への参加者数や本大会の出場枠数、競技数の削減を行うこと
- 得点獲得を中心に考えての偏った選手強化を抑止するため、現行の都道府県対抗方式を廃止すべきであること

などの発言を行いました。

その後、他の知事からも、

- 開催地の財政負担を考慮し、複数の都道府県での共同開催や開催期間の弾力化を図ること
- 競技施設について、大会基準に適合する施設がない場合に、開催地の実情に応じた弾力的な運用を認めること
- 開会式、閉会式の屋内実施など一層の簡素化を図ること

などの意見が出されたほか、2巡目の終了をもってその役割を果たしたとして「廃止を含めた見直し」を求める意見も出されました。

私の意見については、全国知事会が取りまとめた「3巡目国スポの見直しに関する考え方」や日本スポーツ協会の「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」における議論にしっかり反映されています。

## ② インターネット上の人権侵害に関する教育について

【人権・同和教育課】

インターネット上の人権侵害をなくしていくためには学校教育の果たす役割も大きいと考える。県教育委員会としてどのように取り組まれているのか教育長に伺う。

インターネット上で特定の人物に対する誹謗中傷や、人権を侵害する情報を書き込む行為は、個人の尊厳を傷つけ、人々の差別意識を助長させる重大な問題であると考えています。

各学校においては、教育活動全体を通じて児童生徒の人権に関する知的理解と人権感覚の育成に努めているところであり、特に道徳の時間や特別活動において、人権教育の視点を踏まえた情報モラル教育を実施しています。

県教育委員会としては、引き続き、児童生徒の規範意識の向上を図るとともに、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育成する教育の推進に取り組んでいきます。

## ③ 校長及び教頭の資格要件と民間からの校長公募について

【教職員課】

管理職である校長や教頭にはどのような資格要件があるのか、また、民間からの校長公募についてどのような認識か伺う。

校長及び教頭の資格要件は、国の規則により、教員免許状を有し、教育に関する職に5年以上ある者、又は、教員免許状を有しない者でも教育に関する職に10年以上ある者とされており、さらに、学校運営上特に必要な場合は、これらと同等の資質を有すると認められる者とされています。

また、民間から任用した校長については、校長としてのリーダーシップを発揮し、組織的、機動的な学校運営を行うに当たり、民間企業での管理職経験で培った経営感覚を生かすことが期待されているものと認識しています。

## ④ 民間経験を持つ教員の確保のための教員採用試験の工夫について

【教職員課】

教員採用試験で民間経験を持つ教員を確保するために、近年どのような工夫を行ってきたか、また、今後どのように進めていくか教育長の考えをお示し願う。

平成30年度実施の試験から、理科や英語など、一部の教科で、民間企業での専門分野の勤務経験者を対象として、一次試験を免除する特別選考を実施しています。

また、昨年度からは、教員免許状がなくても、教科に関する高い専門性を有する場合は、特別免許状の授与を前提に受験できるよう改めるとともに、

一定の民間経験のある方を対象に、合格後、教員免許状を2年以内に取得することを条件に受験可能とする特例措置を新たに導入しています。

県教育委員会としては、今後も、多様な社会経験のある方が志願しやすくなるよう教員採用試験における工夫改善を図っていきます。

## ⑤ 学校外での教育相談体制の構築について

### 【義務教育課】

県教育委員会では、児童生徒や保護者がいじめ問題など、相談のできる体制を学校外にどのように構築してきたのか。また、今後、柳川市が設置した先生方の相談にも応じるようなセンターを他の市町村にも設置し、問題の解決に向けた取り組みを促進してもらいたいと思うが、教育長の考えを伺う。

県教育委員会においては、いじめを含め様々な悩みをもつ児童生徒や子供の教育に悩みを抱える保護者等の相談に適切に対応するため、電話やメールで24時間相談を受け付ける「子どもホットライン24相談窓口」を設置しています。

また、令和3年度から、子供たちにとって身近なツールであるLINEを活用した相談窓口も設置しています。

いずれの相談窓口も、昨年度は3千件を超える相談を受け付けており、問題の深刻化の防止につながっているものと考えています。

様々な悩みをもつ児童生徒に対応するためには、県が設置する相談窓口以外にも、それぞれの地域で相談窓口を設置することは望ましいことだと考えます。

この柳川市の「学校教育支援センター」については、地域の実情に通じた多様な相談員が事案に対応する好事例の一つとして、他の市町村へ紹介していきます。

① 「性に関する指導資料」の改訂による指導の変化について

【体育スポーツ健康課】

〔 「性に関する指導資料」の改訂により、本県における「性に関する指導」はどのように変わったのか、教育長に伺う。 〕

本指導資料の改訂にあたっては、大学教授や医師等で構成する「性に関する指導推進委員会」において、性情報の氾濫などの現代的課題に対応できる内容について協議を重ね、基本的な考え方や指導の留意点、Q & Aなどを刷新するとともに、校種ごとに各教科と関連付けた指導事例などを掲載しました。

各学校においては、本資料を活用して、性の多様性への理解やインターネットを介した性被害の防止に関する指導など、より実践的な指導の充実が図られています。

② 「包括的性教育」への対応について

【体育スポーツ健康課】

〔 県内公立学校で「包括的性教育」が推進されるよう、どのような取組を行っていくのか、教育長に伺う。 〕

「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づく包括的性教育は、現行の学習指導要領が示す、思春期の心と体の発育と発達、受精、妊娠とそれに伴う健康課題、性感染症とその予防、異性の尊重、性情報への適切な対処や行動の選択などの内容も含まれていますが、一方で、指導すべき校種や学年の考え方が異なっています。

学校における性に関する指導は、集団指導と個別指導を両輪として行うものであり、集団指導においては、学習指導要領に基づき発達段階に応じて一律に指導すべき内容を学習しています。

また、子供たちを取り巻く性に関する問題が深刻化・多様化しているため、個別指導において、学級担任や養護教諭等が、個々の状況や課題に応じて必要な指導を行っています。

③ 中学校の学習指導要領における性に関する指導の「はどめ規定」について

【体育スポーツ健康課】

中学校の保健体育の学習指導要領において、性に関する指導に関していまだ「はどめ規定」が存在しているのはなぜか、「はどめ規定」の撤廃を含め教育長に伺う。

いわゆる「はどめ規定」については、文部科学省において、「すべての子供に共通に指導すべき事項ではないという趣旨である」との見解が示されており、行き過ぎた指導を防ぎ、発達段階に応じて適切に学習を進めるため、集団で一律に指導する内容を規定したものであると認識しています。

学習指導要領は、全国どこの学校でも一定の水準で教育が受けられるよう、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程を編成する際の国の基準として示されたものです。時代の変化や社会のニーズ、子供の実態に応じて改訂されるものであるため、いわゆる「はどめ規定」の今後の取扱いについては、国の中央教育審議会等での議論を注視していきます。

① 医療的ケア児の受入体制の整備について

【特別支援教育課】

医療的ケア児受入のための体制の整備は進んでいるのか、県立学校と市町村立学校の看護職員の配置数及び県教育委員会は市町村教育委員会に対してどのような支援を行っているのか尋ねる。

今年度、県立学校においては、医療的ケアを必要とする児童生徒138人に対して看護職員67名を配置しています。また、市町村立学校については、政令市を除く昨年度の状況ではありますが、児童生徒37名に対して看護職員36名が配置されています。

市町村に対する受入体制の整備・充実に支援するため、県として小中学校等に勤務する看護職員に対する専門的・技術的な助言を行う「コーディネーター看護職員」を配置するとともに、県が作成した安全・安心な教育環境整備のための医療的ケアガイドラインや、看護職員の配置に係る国庫補助制度の周知を行っています。

② 訪問教育における看護職員の派遣について

【特別支援教育課】

訪問教育において、看護職員を派遣し、保護者不在であっても授業が受けられるようにすべきと考えるが、教育長の見解を尋ねる。

訪問教育は障がいの状態が重度又は重複のため、通学又は寄宿舎に入って教育を受けることが困難な児童生徒を対象に、家庭や施設、医療機関等へ教員を派遣して行う教育です。

家庭への訪問教育は、児童生徒の体調などについて保護者と綿密な連携が必要なことや、事故防止、防犯上の観点から、看護職員の有無にかかわらず、原則として保護者の在宅が必要であると考えています。

③ 医療的ケア児の通学支援について

【特別支援教育課】

医療的ケア児の通学支援について急いで結論を出さないといけないと考えます。教育長の見解をお示しください。

県立学校の児童生徒において、現行のレスパイト事業を利用している者は少数ですが、県立学校における医療的ケア児の通学においても、レスパイトケアは必要であると認識しています。

通学支援の実施には、看護師や福祉タクシー等の確保や、通常のコストに加えてキャンセル発生に伴う経費の増大など様々な課題があります。

このため、通学支援の在り方について医療的ケア体制整備事業運営協議会において研究を進めることとしており、現在、他県の状況や課題等について整理しているところです。

① ICTを活用した国際交流について

【義務教育課】

ICT環境を活用し、海外の児童と英語での交流は、児童の英語能力及び心身の発達について、どのような効果や課題があるか、県内の実践例を踏まえてお聞かせ願う。

一人一台端末などのICT環境の整備が進んだことにより、ICT環境の利点を生かし、学校にいながら他国の児童とリアルタイムで容易につながることができるようになりました。

例えば、八女市の学校ではハワイ州の姉妹校と、自分の町や夏休みの行事などを互いに相手の国の言葉で紹介し合うオンライン交流が行われています。そのほか、小郡市とオーストラリア、田川市とケニアなど、児童間での国際交流が行われている事例があります。

実施にあたっては、時差があることから交流時間が限られたり、交流内容等を事前にコーディネートする人材も必要であるといった課題もありますが、このような国際交流は、児童のコミュニケーションに対する意欲が向上したり、他国の言語や文化について理解すると同時に自国の文化のよさを再認識したりする効果があると考えています。

また、人とつながる喜びを感じたり、グローバルな視点を獲得したりすることは、多様性への理解を促進させ、社会的に自立していくための貴重な体験となります。

今後、ICTを効果的に活用した英語能力の向上等に資する好事例の一つとして、他の市町村に紹介していきます。

① 本県におけるスポーツ指導者養成の取組について

【体育スポーツ健康課】

〔 本県におけるスポーツ指導者養成に関して、どのように取り組んでいるのか、教育長の見解を伺う。 〕

本県では、指導者の資質向上を図るため、県のハイレベルの指導者を対象に、最新のコーチングや効果的なコンディショニング等の内容を取り入れた研修会を実施しています。

併せて、地域スポーツの指導者養成に関しても、県内の競技団体が主催する研修会の開催経費や、中央競技団体が主催する研修会への参加経費に対して補助を行っています。

さらに、県を含めた関係機関がそれぞれ実施している研修会を整理・統合し、体系化を図ることで、より多くの指導者が経験や指導レベルに応じて受講できるよう、県スポーツ協会等と連携し、協議を進めているところです。

指導者は、本県の競技力の向上や競技人口の拡大等を図る上で、重要な役割を担っていると認識しています。

そのため、競技団体等にヒアリングを行い、指導者のニーズに応じた研修会を開催するとともに、国の関係機関との連携を強化するなど、指導者養成に係る取組の更なる充実を図っていきます。

① 小学校での交通安全教育について

【義務教育課】

〔 小学校で交通ルールや交通マナーを学ぶことはとても重要なことだと考えるが、現在、小学校ではどのような交通安全教育が行われているのか教育長に伺う。〕

本県では、警察や交通安全協会等の関係機関と連携した交通安全教育を全ての小学校で毎年必ず実施しています。

例えば、新1年生に対しては、登下校中の交通事故が低学年に多いことから、道路の横断の仕方や信号の種類といった基本的な交通ルール等を学ぶ機会を設けています。なお、その際は、信号機や横断歩道などのある模擬道路などを用いた実践的な学習により、歩行者として安全に道路を通行できるように指導しています。

また、日々の声掛けや、交通安全運動期間や長期休業前などにあわせた啓発により、安全な行動が身につくよう繰り返し指導しています。

加えて、交通安全の確保には家庭での取組も重要であることから、交通安全について児童と保護者が一緒に学ぶ学習会を実施している学校も多く、保護者への啓発にも努めているところです。

② 通学路交通安全プログラムの公表について

【義務教育課】

〔 県教育委員会として、通学路交通安全プログラムを公表していない市町村に対し、今後、どのように取り組まれるのか教育長へ伺う。〕

このプログラムは、通学路の安全確保の基本方針であり、児童・保護者、地域住民、関係機関に認識、理解され、広く協力を得るためには、可能な限り幅広く、各市町村のホームページ等において公表すべきであると考えています。

現在、全ての市町村でプログラムが策定されており、50市町村がホームページ等で公表しています。

県教育委員会としては、残る10市町村に対し、プログラムを速やかに公表するよう、個別に働きかけていきたいと考えています。

① いじめ対応の教員の負担感軽減について

【義務教育課】

いじめ対応による教員の個々の負担感を軽減するために、学校においてどのように対応していくべきか教育長の考えを問う。

いじめ対応については、担任一人で抱え込まずに、組織として、未然防止、早期発見・早期対応の取組を確実に行うことが、いじめの発生や深刻化を防ぎ、教員の負担感の軽減につながると考えています。

まずは、未然防止の取組として、規律のある学級をつくること、いじめにつながるような言動を見聞きした際は毅然とした態度で指導を行うこと、児童生徒に自己有用感を持たせることなど、互いが認め合い、学級や学校を安心できる居場所としていくことを全教職員で共通理解を図るようにしています。

また、早期発見・早期対応の取組として、学校生活アンケートや、相談ポスト等での確に把握し、スクールカウンセラーを含めた校内いじめ対策委員会を通して、積極的にいじめを認知することで、チーム学校として組織的に対応を進め、深刻化を防いでいます。

県教育委員会としては、研修等において、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の重要性を徹底するとともに、外部専門機関との連携についても、市町村教育委員会や学校を指導・助言していきます。

② いじめレスキューセンターの広報への協力について

【義務教育課】

児童生徒や保護者への本事業の周知広報策として、学級だよりなどの紙媒体の配布はもとより、お知らせメールなど、各学校が使用している保護者へのオンラインでの連絡ツールをより重点的に活用してもらえよう、市町村教育委員会へ協力を依頼してみてもどうかと考えるが、教育長の所見を伺う。

県教育委員会では、センターを所管する福祉労働部の依頼を受け、センターが設置された昨年11月と、今年5月に、市町村教育委員会に対し、事業への理解と協力を求め、児童生徒・保護者へ周知が行き届くよう依頼しています。

また、センターも含めた、児童生徒の悩みや不安に対応する相談窓口をまとめたリーフレットを作成し、学校を通じ児童生徒や家庭へ配布する等、センターの周知を図っているところです。

今後も、福祉労働部と連携しながら、いじめについて悩みを抱える児童生徒や保護者にオンラインでの連絡ツールも含めた適切な媒体で確実に

センターの情報が届くよう、市町村教育委員会へ協力を求めています。